

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年4月27日

【会社名】 日立マクセル株式会社

【英訳名】 Hitachi Maxell, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 勝田 善春

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番2号 太陽生命品川ビル21F

【電話番号】 03(5715)7061

【事務連絡者氏名】 執行役員 ブランド戦略統括本部 統括本部長 乗松 幸示

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年3月17日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき提出した臨時報告書の記載事項につき、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

吸収分割に係る割当ての内容

吸収分割の日程

その他の吸収分割契約の内容

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3 【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
未定（なお、分割準備会社は平成29年4月上旬に設立予定です。）

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
平成29年4月に設立予定であるため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
日立マクセル株式会社(提出会社) 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社として設立される予定です。
人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2) 省略

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、分割する事業を分割準備会社に承継させる予定です。

吸収分割に係る割当ての内容

未定

吸収分割の日程	
分割準備会社設立承認取締役会	平成29年3月17日
分割準備会社の設立	平成29年4月上旬(予定)
吸収分割契約承認取締役会	平成29年4月下旬(予定)
吸収分割契約締結	平成29年4月下旬(予定)
吸収分割契約承認時株主総会	平成29年6月下旬(予定)
吸収分割の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

その他の吸収分割契約の内容
 未定

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠
 未定

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容
 未定

(訂正後)

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	マクセル株式会社
本店の所在地	京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地
代表者の氏名	代表取締役 勝田 善春
資本金の額	10百万円
純資産の額	10百万円
総資産の額	10百万円
事業の内容	エネルギー、産業用部材料及び電器・コンシューマー製品の製造・販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 平成29年4月25日の設立であるため、確定した事業年度はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
 日立マクセル株式会社(提出会社) 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社100%出資の子会社であります。
人的関係	当社より取締役を1名派遣しております。
取引関係	営業を開始していないため、当社との取引関係はありません。

(2) 省略

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とする会社分割により、分割する事業を当社の100%子会社であるマクセル株式会社に承継させる予定です。

吸収分割に係る割当ての内容

当該吸収分割に際し、マクセル株式会社は普通株式49,900株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	平成29年3月17日
分割準備会社の設立	平成29年4月25日
吸収分割契約承認取締役会	平成29年4月27日
吸収分割契約締結	平成29年4月27日
吸収分割契約承認定時株主総会	平成29年6月27日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

その他の吸収分割契約の内容

当社とマクセル株式会社が平成29年4月27日に締結いたしました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書

日立マクセル株式会社(以下「甲」という。)とマクセル株式会社(以下「乙」という。)とは、甲が本事業(第1条において定義される。)に関して有する権利義務を乙に承継される吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲のグループ経営統括部門及び不動産管理部門が営む事業を除く全ての事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第2条(当事者の商号及び住所)

本吸収分割に係る吸収分割会社たる甲及び吸収分割承継会社たる乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲(吸収分割会社)

商号：日立マクセル株式会社
住所：大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号

(2) 乙(吸収分割承継会社)

商号：マクセル株式会社
住所：京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地

第3条(本吸収分割により承継する権利義務)

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継については、全て重畳的債務引受の方法による。但し、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式49,900株を発行し、その全てを甲に割り当てる。

第5条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金等に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金、準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額	金	4,990,000,000円
(2) 資本準備金の額	金	0円
(3) 利益準備金の額	金	0円

第6条（本吸収分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成29年10月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会）

甲及び乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会を実施し、本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日後においても、本事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙のいずれかの財産状態若しくは経営成績に重大な変動が生じたとき、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本効力発生日の前日までに、甲の株主総会の決議による本契約の承認又は法令に基づき本吸収分割に必要とされる関係官庁の承認等が得られない場合、又は前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年4月27日

甲： 大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号
日立マクセル株式会社
代表取締役 勝田 善春

乙： 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地
マクセル株式会社
代表取締役 勝田 善春

(別紙)

承継権利義務明細表

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、甲が本事業に関して有する以下に掲げる一切の資産。

(1) 流動資産

現預金50億円、受取手形、売掛金、前払費用、繰延税金資産、未収入金、役員従業員立替金、概算渡金、整理未済金、その他の流動資産、貸倒引当金、棚卸資産。

(2) 固定資産

建物、構築物及びこれらの附帯設備、機械装置、車両運搬具、工具器具備品、建設仮勘定、施設利用権、その他の無形固定資産（但し、知的財産権を除く。）、関係会社株式、関係会社債・出資金、投資有価証券、長期貸付金、差入敷金保証金、長期前払費用、繰延税金資産、その他の投資等、投資貸倒引当金、及び破産更生債権等。但し、以下に掲げるものを除く。

ア 関係会社株式のうち、株式会社日立情映テック及び宇部マクセル株式会社の株式、並びに本契約の締結日から本効力発生日の前日までに取得した株式

イ 甲の東京本社（所在：東京都港区港南二丁目16番2号太陽生命品川ビル。以下同じ。）に係る差入敷金保証金

(3) 知的財産権

甲の光エレクトロニクス事業本部が管理する当該事業本部における事業活動に関連する特許権、実用新案権及び意匠権並びにこれらの出願及び審査中の特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利、並びに本事業に係る商標権・商標登録を受ける権利（但し、マクセルブランドに係る商標権・商標登録を受ける権利を除く。）、ノウハウ及び営業秘密（以下「承継対象知的財産権」と総称する。）。

2. 債務

本効力発生日の前日の終了時点において、甲が本事業に関して負担する以下に掲げる一切の債務。

(1) 流動負債

買掛金、未払金、未払賞与、未払費用、前受金、預り金及び前受収益。

(2) 固定負債

退職給付引当金及び繰延税金負債。

3. 契約上の地位及びこれに付随する権利義務

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、甲を当事者として締結された本事業に係る売買契約、取引基本契約、製造委託基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約（但し、雇用契約を除く。）に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務（但し、第1項及び第2項に定める資産又は債務に該当するものは、同各項に記載されたものに限り、同各項の定めに従って承継されるものとする。）。但し、以下に掲げるもの、並びに契約上の地位及びこれらに基づき発生した権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾等を要する契約のうち本効力発生日の前日の終了時点までに当該許認可又は承諾等が得られなかったものを除く。

(1) 甲の東京本社に係る貸室賃貸借契約書

(2) 承継対象知的財産権以外の甲が保有する知的財産権に関連するライセンス契約に係る契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務

4. 労働契約等

本効力発生日の前日の終了時点において甲に在籍する甲の全ての従業員（いずれも傷病、育児、介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者を含む。）（但し、甲及び乙の間で別途合意した従業員を除く。）と甲との間の労働契約に関する一切の契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において甲が本事業に関して保有している免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち法令上本吸収分割により承継することが可能なものの一切。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

吸収分割承継会社であるマクセル株式会社は当社の100%子会社であり、当該吸収分割に際してマクセル株式会社が新たに発行する株式の全部を当社に割当て交付するため、当社とマクセル株式会社との協議の上、割当株式数を決定いたしました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	マクセル株式会社
本店の所在地	京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地
代表者の氏名	取締役社長 勝田 善春
資本金の額	5,000百万円
純資産の額	51,439百万円
総資産の額	76,796百万円
事業の内容	エネルギー、産業用部材料及び電器・コンシューマー製品の製造・販売

（注）上記の純資産の額及び総資産の額は、平成29年3月31日現在の貸借対照表を基準として算出しており、実際の金額は上記金額に効力発生日までの分割事業に関する資産及び負債の増減を加除した数値となります。

以上